

建設現場における遠隔臨場の実施要領

（目的）

第1条 この要領は、浜松市が発注する建設現場において、受注者及び監督員の生産性向上を図るため、スマートフォンやウェアラブルカメラ（以下、「モバイル端末等」という。）により撮影した映像と音声の双方向通信を用いた立会及び段階確認（以下、「遠隔臨場」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

（対象工事）

第2条 原則として、浜松市の市長事務部局が工事を担当する全ての土木工事及び建築工事を対象とする。

選定した工事は、「特記仕様書または現場説明書等における記載例」を参考に設計図書に遠隔臨場であることを明記して発注手続きを行うものとする。

また、選定した工事以外でも受注者からの希望があった場合は、受注者及び監督員が協議のうえで実施することができるものとする。

なお、通信状況により遠隔臨場ができないと、受注者及び監督員双方で判断した場合はペナルティを科さないものとする。

（適用）

第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員等にリアルタイム配信し、双方向通信で確認を行うことにより、監督員が必要とする情報を入手できる場合に適用する。

遠隔臨場が適用できる項目は、別紙「遠隔臨場を実施する項目に関する取扱い」を参考にすること。

（実施方法）

第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（１）実施計画

受注者は、監督員と協議を行い、遠隔臨場の適用（確認する項目・内容・予定回数）、実施記録の方法を計画し以下の事項に留意する。

- ・遠隔臨場は、立会及び段階確認の全体の実施予定回数の概ね５割を上限とし、中間技術検査、完成検査、指定部分完成検査、出来高検査には適用しない。

（２）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴のスクリーンキャプチャ（写真）又は、通話中の監督員の映像を含む写真の記録を行うものとする。

実際に遠隔臨場を行った記録以外の内容の記録は、監督員の臨場に替えて黒板（電子小黒板を含む）に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）実施計画の提出・確認

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、協議書により監督員の承諾を得る。

なお、事前の通信状況等の事情で期待した映像品質が得られないなどの理由で、臨場による段階確認・立会を実施する場合は、以降の手続によらず、従来の手続による。

（2）段階確認・立会の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願の施工予定表の記事欄又は、検査記録等に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）段階確認・立会の実施

受注者はホスト側として、実施予定日時に監督員に対して通信を開始して実施する。

ただし、遠隔臨場にて、必要となる情報が得られなかった場合は、従来どおりの臨場による確認を実施するものとする。

（4）段階確認・立会の確認

段階確認・立会願の確認書又は、検査記録等に、実施記録を添付する。

（機器等の手配・仕様）

第6条 機器等の準備、手配、機器の仕様の決定にあたり以下のことに留意する。

（1）受注者は、現場で必要となるモバイル端末等及び通信回線等の準備を行うものとする。

（2）監督員は、浜松市が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。

（3）利用するアプリケーションまたはサービスは、浜松市が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して費用が生じないものを受注者が選定する。

（費用）

第7条 受注者が機材等遠隔臨場の利用に要する費用は、無料のアプリケーション及び受

注者が業務上使用している通信環境・機器を利用することを想定しているため共通費の別途計上は行わない。

附 則

この要領は、令和４年３月１５日から施行する。

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

この要領は、令和８年４月１日から施行する。